

2016年10月4日

内閣総理大臣	まち・ひと・しごと創生本部本部長	安倍	晋三	殿
内閣府特命担当大臣（地方創生）		山本	幸三	殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）		松本	純	殿
内閣府副大臣		松本	洋平	殿
消費者庁長官		岡村	和美	殿
内閣府消費者委員会委員長		河上	正二	殿
独立行政法人国民生活センター理事長		松本	恒雄	殿
政府関係機関移転に関する有識者会議座長		増田	寛也	殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号
博多大博通ビルディング8階
電 話 092-432-2330
FAX 092-432-2340

改めて消費者庁・国民生活センターの地方移転に反対する意見書

第1 はじめに

当機構は、福岡地域の弁護士、司法書士、消費生活専門相談員など消費者問題に取り組んでいる個人および団体により、消費者の権利確立をめざし、さまざまな消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として活動を続けており、2012年（平成24年）11月13日に内閣総理大臣により適格消費者団体としての認定を受け、消費者に対する不当な勧誘行為や不当な契約条項について差止請求訴訟を提起する活動を行っている。

消費者庁および国民生活センターは、2016年（平成28年）7月、複数の業務について徳島県への移転に向けた試行を実施し、「徳島県における試行的滞在（7月）の結果について（消費者庁）」（以下、「試行的滞在の結果について（消費者庁）」という。）および「徳島県における試験的実施の結果について（国民生活センター）」（以下、「試験的実施の結果について（国民生活センター）」という。）と題する報告書にそれぞれ参考資料を付して、同年8月23日に開催された第231回内閣府消費者委員会に提出している。

そして、この徳島県における試行結果を踏まえ、まち・ひと・しごと創生本部は、201

6年（平成28年）9月1日、「現時点では、政府内の各府省共通のテレビ会議システムが整備されておらず、徳島県から東京や全国へのアクセス面の課題もあるなかで、消費者庁が行ってきた国会対応、危機管理、法執行、消費者行政の司令塔機能、制度整備等の業務については、迅速性、効率性、関係者との日常的な関係の構築等の点で課題がみられた。テレビ会議システム等を活用したやり取りにおいては、1対1や一方向のやり取りは問題ないが、多人数での意見調整には課題がみられた。」とし、また国民生活センターについては、「研修業務については、受講者の地域的な偏りがみられた。多くの受講者の費用・体力・時間等の負担増加、多くの自治体で研修参加が困難、研修会場までのアクセス等の課題が明らかになった一方、一部の受講者からは近隣で参加しやすくなったとの意見があった。同センターの商品テスト業務については、①必要な機器・設備が不十分、②複数施設に分散しており、機器・設備が自前のものでないため、機動的・効率的なテスト実施が困難、③一般に貸し出しする施設のため保秘が維持できない等の課題が明らかになった。さらに、事業者や有識者のアクセス、市場調査の実施についても課題が確認されたが、徳島県の協力により、実際に使用した商品の収集が円滑にできた面もあった。」として、徳島県に「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を置き、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする一方、従来の迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行うものとしたうえで、徳島県への消費者庁および国民生活センターの移転については、3年後を目途に検証・見直しを行って結論を得ることを決定した。

しかし、当機構としては、2015年12月17日付意見書において述べたとおり、消費者庁および国民生活センターの地方移転には反対であり、今回の徳島県における試行結果を踏まえ、改めてその反対の意見を表明するものである。

第2 意見の趣旨

「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の設置ならびに消費者庁および国民生活センターの徳島県への移転にかかる3年後の検証および見直しを撤回し、消費者庁および国民生活センターの地方移転を直ちに断念すべきである。

第3 意見の理由

1. 消費者庁の司令塔機能が損なわれること

消費者庁は、消費者行政の司令塔となることをその重要な役割として設立された。そして、ここにおける消費者庁の役割は、単なる消費者安全にかかわる情報を集中させ、その共有化を図ることに尽きるものではなく、まさに司令塔として、すべての行政庁、事業者、消費者に対し、迅速かつ適切な指示を与え、それらの者と協力かつ連携して消費者施策を遂行し、緊急事態に対応することにある。しかし、行政庁および事業者の本社機能の大多数が東京に集中する現状において、消費者庁が、遠隔地からこれら消費者施策を効率的かつ確実に遂行し、緊急事態に即応することはきわめて困難であると言わざるを得ない。

「試行的滞在の結果について（消費者庁）」においても、消費者庁の司令塔機能として、①「消費者行政は、事業者を縦割りで所管する各省庁と司令塔となる消費者庁との連携により担われている」、②「個別事案についての、関係省庁への対応要請や関係省庁と連携した注意喚起」が、危機管理についても、「政府一体となった迅速な初動対応（情報共有と府省横断的な対応方針の決定、実施）により、健康被害の拡大防止、再発防止等を行う」などの点が指摘されており、「司令塔機能の発揮や危機管理のためには、事態発生時の迅速な対応のみならず、官邸や関係機関との日常的な関係構築が不可欠」であるととりまとめられている。

このように、消費者行政の司令塔としての消費者庁にとって、行政庁や事業者との連携は不可欠であって、他の行政庁や事業者の所在地と隔離した業務の移転は、消費者庁に本来求められている機能を奪うものであり、その弱体化を招来することになる。特に、「試行的滞在の結果について（消費者庁）」においても指摘されているように、徳島県へのアクセスは全国いずれの地域からも悪く、仮に消費者庁を徳島県に移転することになれば、消費者庁職員をはじめとして、その交通費及び宿泊費などの出張旅費の大幅な増加が生じることは明らかである。徳島県は、テレワーク環境が整備されており、テレビ会議による業務の遂行が可能であると主張する。しかし、仮に徳島県においてテレワーク環境が整備されているとしても、他の行政庁との調整や事業者に対する指導をテレビ会議でもって行うことは非現実的であると言わざるを得ない。

2. 消費者庁の政策立案及び立法機能が損なわれること

消費者庁は、消費者行政の司令塔であるのみならず、消費者政策の立案及び立法化において重要な機能を果たしている。すなわち、消費者庁は、消費者政策にかかる法律、政令、内閣府令の制定や改正及びガイドラインの策定などにあたって、有識者会議による検討、事業者団体や消費者団体との調整及び連携、官邸や関係省庁との調整、内閣法制局による条文審査、パブリック・コメント、国会議員への説明、各党の党内審査、国会審議などへの対応を行っている。しかし、内閣法制局による条文審査、国会議員への説明、党内審査、国会審議などは、対面による対応によるものであり、消費者庁が遠隔地に移転した場合において、即応性および費用面において、その対応が困難となる。

同様に、有識者会議、消費者団体、事業者団体などとの調整を図ることも困難となるものと言わざるを得ない。特に、消費者団体や事業者団体とは、日常的に情報交換を行い連携することが求められるところ、徳島県にそのような連携を図ることのできる中核となる消費者団体や事業者団体が存在するものとは思われない。

3. 国民生活センターの研修業務及び商品テスト業務が後退すること

「試験的実施の結果について（国民生活センター）」において、示されているように、徳島県において実施された研修については、その参加受講者の地域が限定され、徳島県の近県を除いて参加のための費用及び時間が増加することから、厳しい予算事情の下において、全国の地方自治体からの参加を期待することは困難であり、徳島県のみにおける研修の実施は、地方消費者行政の機能低下をもたらすことになる。そして、これを補うため、相模原を含む

他の地域での研修を実施するのであれば、国民生活センターの研修業務を徳島県に移転することは何ら意味を持たないのみならず、無駄な費用の支出と言わざるを得ない。

国民生活センターの商品テスト業務については、今回の移転試行において、テストを実施する設備や消費者の使用実態の再現に必要な機器・設備が徳島県によって紹介された施設になく、また自前の設備や機器でないことによる機密保護や信頼性ある結果の確保などの問題が明らかになった。すなわち、国民生活センターは、相模原にすでに自前の施設を有しているにもかかわらず、その整備がなされていない徳島県へ多額の費用をかけて商品テスト業務を移転する合理性は認められないのである。

4. 結論

今回の消費者庁及び国民生活センターの移転試行は、「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」として、その検証の一環として行われたものである。しかし、そもそも消費者庁の主たる業務である危機管理業務、司令塔機能（他省庁調整業務）、国会対応業務、法執行業務などが、今回の移転試行の過程において行われておらず、国民生活センターの研修・商品テスト試行においても、参加者のアクセスやテスト機材等に課題を残したことからすれば、移転による弊害や問題点を上回る必要性や効果が見い出されたものということではできず、むしろこれらの業務を行うことのできない理由が明らかになったものと言うべきである。

移転試行の結果として、徳島県への消費者庁および国民生活センターの移転については、3年後を目途に検証・見直しを行って結論を得ることとされたが、今回明らかになった問題点は、3年後において何らかの改善を見込めるような性質のものではなく、そのような検証・見直しに多額の予算を費やすことは到底理解の得られるものではない。さらに、そのような検証・見直しに相当な労力をかけることは、消費者庁及び国民生活センターの通常業務に大きな負荷をかけるものとなり、その機能低下をもたらすものとして、消費者行政の後退につながるものと言わざるを得ない。

「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の設置についても、その業務が明確ではないものの、消費者庁及び国民生活センターの他の業務と切り離して単独で有効に機能するものとは考えられず、無駄な予算の支出が必要となるに過ぎない。

このように、政府関係機関、消費者団体、事業者団体との緊密な連携が不可欠である消費者庁や国民生活センターを隔離された徳島県に移転することは、単にその施策の立案及び遂行にかかる費用の増大をもたらすのみならず、その機能の効率性および適切性を損なうことになり、消費者行政そのものの大幅な後退をもたらすものであり、3年後の検証・見直しを待つまでもなく、直ちにこれを断念するとともに、「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の設置についても、これを白紙撤回すべきである。

以上